

盛土規制法

申込期限
2/28

許可申請等に関する説明会

山形県では令和7年4月30日から盛土規制法に基づく規制を開始する予定です。規制が始まると一定規模以上の盛土や切土を行う場合、あらかじめ許可を受けたり、届出を行う必要があります。

本説明会では、盛土規制法の概要や、許可申請や届出の方法について説明を行います。

宅地造成や農地の改良、ストックヤードなどが許可等の対象になる可能性がありますので、関係する可能性がある方は是非ご参加ください。

説明会は全6回開催します。

※参加費は無料です。

※説明内容は同じです。

■対面開催(県内4地区:全5回)

地区	村山	最上	置賜	庄内
開催日	3月13日(木)	3月11日(火)	3月6日(木)	3月4日(火)
時間	開場	9時15分	13時15分	
	開始	9時30分	13時30分	
会場	村山総合支庁 2階 講堂 山形市鉄砲町2-19-68	最上総合支庁 5階 講堂 新庄市金沢 字大道上2034	アクティー米沢 2階 多目的室 米沢市西大通 1-5-5	庄内総合支庁 4階 講堂 三川町横山袖東 19-1
定員		100名		

※先着順で受け付けます。定員に達した場合は、他開場、オンライン開催の説明会にご参加ください。

※駐車場に限りがある為、できる限り乗り合いや公共交通機関の利用にご協力ください。

■オンライン開催(全1回)

開催日	3月14日(金)	
時間	開場	13時15分
	開始	13時30分
定員	400名	

※最新のZOOMアプリで参加してください。

※資料は各自ダウンロードしてください。

■主な説明事項

1. 盛土規制法の概要

盛土規制法が制定された背景や法律の概要、許可申請等が必要となる工事の規模などについて説明します。

2. 許可申請等の手続き

盛土規制法の許可前の段階から完了までの一般的な流れや、許可申請等に必要となる書類などについて説明します。

3. その他の情報提供

許可申請にかかる手数料の金額や許可申請等の提出窓口などについて説明します。

※説明事項は変更となる場合がありますので予めご了承ください。

■申し込み方法は裏面をご覧ください。

主催:山形県県土整備部管理課県土強靱化推進室

■参加申込書■

盛土規制法 許可申請等に関する説明会

申込期限:令和7年2月28日(金)

■申し込み方法

①やまがたe申請で申し込み

下記のQRコードを読み込んでアクセスし、必要事項を記入のうえお申し込みください。
※対面開催とオンライン開催でQRコードが異なりますのでご注意ください。



QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

②FAXで申し込み(対面開催のみ受け付け)

本紙に必要事項を記載のうえお申し込みください。

※オンライン開催の申し込みは会議室情報等の連絡のためやまがたe申請のみでの受付となります。

会社名 (団体名)			
申込者 氏名			
電話番号			
メール アドレス			
参加会場 ・人数	<input type="checkbox"/> 村山会場(村山総合支庁2階講堂)	3/13 9:30~	人
	<input type="checkbox"/> 村山会場(村山総合支庁2階講堂)	3/13 13:30~	人
	<input type="checkbox"/> 最上会場(最上総合支庁5階講堂)	3/11 13:30~	人
	<input type="checkbox"/> 置賜会場(アクティー米沢2階多目的室)	3/6 13:30~	人
	<input type="checkbox"/> 庄内会場(庄内総合支庁4階講堂)	3/4 13:30~	人

参加を希望する会場に☑を記入し、右欄に参加予定人数を記入してください。

※記載いただいた情報は、本説明会以外の目的で使用しません。

■問い合わせ先

山形県県土整備部管理課県土強靱化推進室 須貝・遠藤 TEL:023-630-2436